

退職者・現職職員のための

退職管理の手引き

～ 再就職者による働きかけ規制等 ～

令和 2 年 4 月

上越市人事課

第 3 版

目次

1	はじめに.....	2
2	働きかけ規制の概要.....	2
	(1) 対象者.....	2
	(2) 規制内容.....	3
	① 基本パターン（すべての再就職者）.....	3
	② 「課長級以上の職」・「市立小学校及び中学校の校長の職」の経験者の場合.....	4
	③ 在職中に最終決裁権者となった再就職先と市との間の契約等事務がある場合.....	4
3	再就職者による働きかけの例.....	5
	(1) 再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼すること.....	5
	(2) 公になっていない情報を提供するよう要求、依頼すること.....	5
	(3) 再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼すること.....	5
	(4) 再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼すること.....	5
4	働きかけに該当しない場合.....	6
5	罰則について.....	7
6	届出について.....	8
	(1) 再就職者用.....	8
	① 現職職員の裁量の余地が少ない職務に関するものについて依頼等を行う場合 の届出.....	8
	② 再就職した場合の届出.....	11
	(2) 現職職員用.....	12
	① 再就職者から働きかけを受けた場合の届出.....	12

※ 本手引き及び各種様式は、上越市ホームページにも掲載しています。

1 はじめに

この手引きは、地方公務員法、上越市職員の退職管理に関する条例及び同規則に基づき、平成28年4月から“離職後に営利企業等の地位に就いている元職員による現職職員への働きかけ規制”等を円滑かつ確実に進めるため、必要な事項をまとめたものです。

現職職員は、この手引きを参考に規制の内容や働きかけを受けた場合の取るべき行動を確認し、全体の奉仕者たる公務員として公正かつ公平な職務の執行に努めてください。

また、既に退職された皆さんは、市政全般における市民の信頼を確保するためにも、制度の趣旨を十分に理解し、本取組への協力をお願いします。

2 働きかけ規制の概要

(1) 対象者

離職後^{※1}に営利企業等^{※2}の地位に就いている一般職の元職員^{※3}（以下「再就職者」という。）

◎ 解説

※1 「離職後」

- ・常勤一般職でなくなった時点から規制の対象となります。
- ・常勤一般職が引き続いて再任用された場合、再任用期間が終了し、常勤一般職でなくなった時点から規制の対象となります。

※2 「営利企業等」

- ・営利企業のほか、国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除いた営利企業以外の法人が対象となります。
- ・地縁団体、自営業及び農業を営む場合を含みます。
（対象例：町内会の役員、農家組合の役員等）
- ・報酬を得ない場合や常勤・非常勤・日々雇用等すべての雇用形態が対象となります。

◎再就職者の現職職員に対する影響力は、再就職者の属する企業・法人が営利企業であるか、公益法人であるか、その他の法人であるかにより左右されるものではないことから、働きかけ規制の対象を広く捉えることとします。

※3 「一般職の元職員」

- ・常勤一般職のほか、市立小学校及び中学校の県費負担教職員を含みます。
- ・会計年度任用職員及び条件付採用期間中の職員は対象外となります。

(2) 規制内容

① 基本パターン（すべての再就職者）

- 再就職者は、離職前5年間に在職していた執行機関^{※4}の職員に対し、再就職先又はその子法人^{※5}と市との間の契約等事務^{※6}であって、離職前5年間の職務に属する行為をするように、又はしないように、働きかけること^{※7}が離職後2年間禁止されます。

再就職者の離職前に就いていた地位や職務内容により、規制範囲が変わります。

- 現職職員は、再就職者から働きかけを受けた場合、公平委員会にその旨を届け出なければなりません。（P. 12参照）
- 働きかけ規制に違反した再就職者及び現職職員には、過料又は刑罰が科せられます。

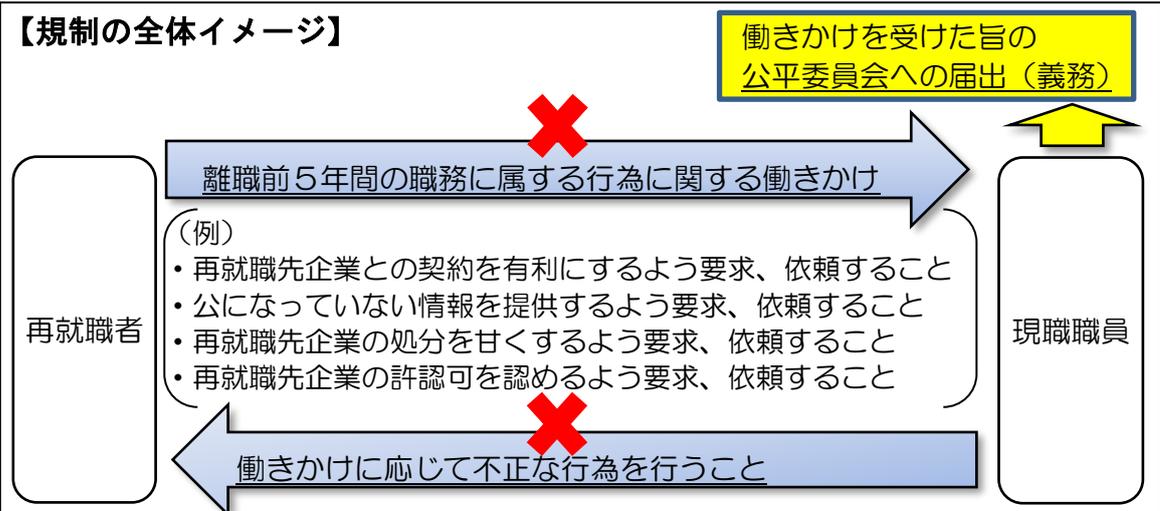
◎ 解説

※4「執行機関」…在職時の地位や職務に応じた部・課・学校等

※5「子法人」…営利企業等が株主等の議決権の過半数を保有する法人

※6「契約等事務」…市と再就職先との間で締結される契約や市から再就職先に対して行われる処分（許認可等）に関する事務（補助金の交付を含む）

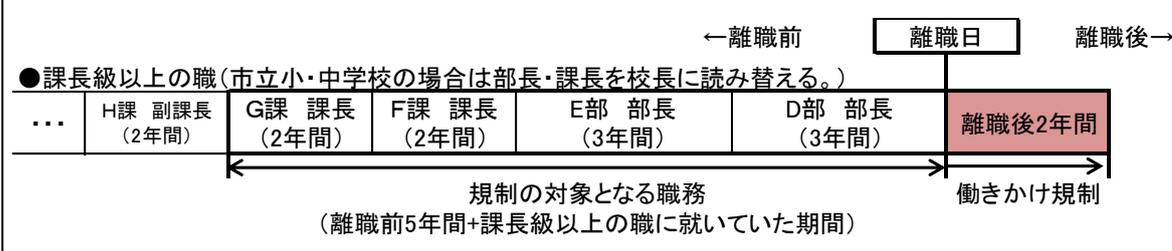
※7「働きかけること」…契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけでなく、公開されていない事項に関する質問（情報提供の要求）も規制の対象（P. 5参照）



② 「課長級以上の職」・「市立小学校及び中学校の校長の職」の経験者の場合

- 上記①に加え、「課長級以上の職^{※8}」及び「市立小学校及び中学校の校長の職」にあった再就職者は、再就職先又はその子法人と市との間の契約等事務であって、離職前5年より前に当該職に就いていた時の職務に関しても、在職していた執行機関の職員に働きかけることが離職後2年間禁止されます。
- 「課長級以上の職」及び「市立小学校及び中学校の校長の職」にあった再就職者は、離職後2年間、再就職先情報を届け出なければなりません。
(P. 11参照)

【規制対象となる職務と規制期間のイメージ】



◎ 解説

※8 「課長級以上の職」

以下の職が対象となります。

- 一般職の職員の給与に関する条例に規定する一般行政職給料表の職務の級が6級以上である職員の職
- 上記条例に規定する医療職給料表の職務の級が3級以上である職員の職
- 上越市企業職員の給与の種類、金額及び支給に関する規程に規定する給料表の職務の級が6級以上である職員の職

③ 在職中に最終決裁権者となった再就職先と市との間の契約等事務がある場合

- 上記①及び②に加え、再就職者が、在職中に自らが最終決裁権者となった再就職先又はその子法人と市との間の契約等事務(働きかけ時点で有効なものに限る)に関しても、在職していた執行機関の職員に働きかけることが、期限を定めず禁止されます。

3 再就職者による働きかけの例

働きかけ規制は、離職後も現職職員に対して在職時の職務に関連して影響力を有する再就職者が、その影響力を行使することにより、職務の公正な執行及び公務に対する市民の信頼を損なうおそれがあるため実施するものです。

再就職者及び現職職員は、働きかけ規制の趣旨を十分に理解し、以下に例示する行為のほか、市民に疑いをもたれるような行為は厳に慎んでください。

(1) 再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼すること

- 在職時に物品の購入を担当していた職員が、離職後に事務用品販売店に再就職し、現職職員に対し再就職先が有利となるように仕様書の作成を要求、依頼すること。

(2) 公になっていない情報を提供するよう要求、依頼すること

- 在職時にA事業補助金の交付事務を担当していた職員が、離職後に町内会長に就任し、現職職員に対し、A事業補助金の公表されていない詳細な審査基準の提供を要求、依頼すること。

(3) 再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼すること

- 在職時に契約事務を担当していた職員が、離職後に土木工事会社に再就職し、再就職先の契約不履行に伴う指名停止処分について、現職職員に見逃すよう要求、依頼すること。

(4) 再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼すること

- 在職時に開発許可を担当していた職員が、離職後に建設会社に再就職し、開発許可申請に必要な書類が整っていないのにも関わらず、現職職員に許可を要求、依頼すること。

4 働きかけに該当しない場合

次の場合は働きかけに該当しません。

該当するか否かについて、疑義がある場合は、事前に人事課に照会してください。

- (1) 行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を行う法人に再就職した職員が、当該事務を遂行するために必要な場合
- (2) 市の事務や事業と密接な関連がある業務を行う法人^{※9}に再就職した職員が、当該事務を遂行するために必要な場合
- (3) 法令や契約に基づく権利を行使する、又は義務を履行する場合
- (4) 法令に基づく申請及び届出を行う場合
- (5) 一般競争入札等における、売買、賃借、請負等の契約を締結するために必要な場合
- (6) 法令又は慣行により公開されている情報の提供を求める場合
- (7) 電気、ガス、水道に関する契約等裁量の余地が少ない職務に関するものについて、任命権者に「再就職者による依頼等の承認申請書」を提出し、承認を得て行う場合（P. 8参照）

◎ 解説

※9 「市の事務や事業と密接な関連がある業務を行う法人」

…公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項で派遣先として規定する法人（以下の法人）

- 公益財団法人新潟県環境保全事業団
- 公益社団法人上越観光コンベンション協会
- 一般財団法人上越市スポーツ協会

5 罰則について

再就職者及び現職職員が働きかけ規制等に違反した場合、地方公務員法の規定に基づき過料又は刑罰が科せられます。

規制の内容を確認し、適切な行動を取るようお願いします。

【地方公務員法に規定されている過料及び刑罰】

区 分	規制違反の内容	過料又は刑罰
再就職者による 働きかけ	<u>再就職者</u> が現職職員に対して、働きかけをした場合 ※不正な行為をするよう働きかけた場合を除く。	10万円以下の過料
	<u>再就職者</u> が現職職員に対して、不正な行為をするように働きかけた場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	<u>現職職員</u> が再就職者の働きかけに応じて不正な行為を行った場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	<u>現職職員</u> が再就職者から働きかけを受けた事実を公平委員会へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象
再就職 あっせん	<u>現職職員</u> が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合	3年以下の懲役
求職活動	<u>現職職員</u> が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことを要求し、又は約束した場合	3年以下の懲役

6 届出について

退職管理の適性を確保するため、再就職者及び現職職員に対して、再就職先情報や働きかけを受けた場合の届出等が義務付けられています。

対象者は、本手引きに従い確実に届出を行ってください。

(1) 再就職者用

① 現職職員の裁量の余地が少ない職務に関するものについて依頼等を行う場合の届出

- 対象者
 - ・電気、ガス、水道に関する契約や特殊な業務のため随意契約を締結する場合など、現職職員の裁量の余地が少ない職務に関するものについて、現職職員に依頼等を行う再就職者
- 届出書類
 - ・再就職者による依頼等の承認申請書（第1号様式）
 - ・記入例は次のページを参照してください。
- 届出時期及び届出先
 - ・依頼等を行う、10日以上前に人事課（県費負担教職員にあっては教育委員会 学校教育課）へ上記の届出書類を提出してください。
- 内容変更
 - ・内容に変更が生じた場合は、その都度提出してください。

＜記入例 表面＞

第1号様式（第12条関係）

（表面）

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

（宛先）任命権者

地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づき、次のとおり承認を申請します。
この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

ふりがな	○○○○ ○○○		
氏名	○○ ○○	生年月日	昭和○○年○月○日
再就職先の名 称	○○電力(株)	再就職先における地位 (役職等)	営業課長
連絡先	電 話 番 号 090-1234-5678	F A X 番 号	025-123-46-567
再就職先の業務内容	電気供給に係る新規契約及び契約変更に係る業務		

2 離職時及び離職前の状況

離職日	平成 28 年 3 月 31 日	離職時の職	課長
離職前5年間の在職状況等 ※	所属・職	在職期間	職務内容
	A課 課長	自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日	○○事業の実施及び所管施設の管理の統括
	B課 課長	自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	▲▲事業の実施の統括
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	

※ 申請者が課長級以上の職に就いていた場合にあっては、離職前5年間に限らず、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

＜記入例 裏面＞

(裏面)

3 要求又は依頼をする事項と再就職先との契約等との関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した再就職先又はその子法人との契約に関する要求又は依頼

該当する 該当しない

在職していた執行機関の組織等において自らが決定した再就職先又はその子法人に対する処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号）に関する要求又は依頼

該当する 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

ふりがな	□□□ □□		
氏名	□□ □□		
所属	A課	職	係長
職務内容	所管施設(〇〇センターの管理)		

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市長が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの

その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの

職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度

上記の2項目のいずれにも該当しないもの

6 要求又は依頼の具体的な内容及びその他参考事項

以前所属していたA課が所管する〇〇センターの電気供給契約について、容量変更に伴う変更手続きを行うもの

② 再就職した場合の届出

- 対象者
 - ・「課長級以上の職」及び「市立小学校及び中学校の校長の職」にあった者で、離職後2年間に営利企業等の地位に就いた者
- 届出が不要な場合（この場合も働きかけ規制の対象にはなりません。）
 - ・ 営利企業以外の法人その他団体の地位に就いた場合で報酬を得ない場合（自営業や農業を営む場合は届出が必要です。）
 - ・ 日々雇い入れられる者となった場合
- 届出書類
 - ・ 再就職届出書（第2号様式）
- 届出時期及び届出先
 - ・ 再就職した後、2週間以内に人事課（校長にあっては教育委員会 学校教育課）へ上記の届出書類を提出してください。
 - ・ 複数の営利企業等の地位に就く場合は、複数枚提出してください。
- 内容変更
 - ・ 離職後2年間に届出内容に変更が生じた場合は、その都度提出してください。

<記入例>

第2号様式（第23条関係）

再就職等届出書

年 月 日

(宛先) 任命権者

ふりがな	〇〇〇 〇〇〇〇
氏名	〇〇 〇〇
住所	上越市〇〇1-2-3
生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
電話番号	025-123-4567
離職時の職員番号	111111
離職時の職	〇〇課 課長
離職日	平成28年3月31日

平成**28**年**4**月**1**日に

次のおり再就職したので届け出ます。

次のおり再就職先等に変更があったので届け出ます。

次の再就職先を離職したので届け出ます。

再就職先の名称	株式会社 〇〇建設
再就職先の業務内容	公共事業の入札業務
再就職先における地位	営業部長

(2) 現職職員用

① 再就職者から働きかけを受けた場合の届出

- 対象者
 - ・再就職者から契約等事務について働きかけを受けた場合
- 届出書類 再就職者から依頼等を受けた場合の届出（別記様式）
- 届出時期及び届出先
 - ・働きかけを受けたと思われる場合は、直ちに人事課に連絡してください。
 - ・その後、公平委員会（総務管理課）へ上記の届出書類を提出してください。

<記入例>

別記様式（第2条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

年 月 日

（宛先）上越市公平委員会

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

ふりがな 氏 名 ○○ ○○	生年月日（年齢） 昭和○○年○月○日（○歳）
所 属 ○○課	職 係長

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

ふりがな 氏 名 ○○ ○○	要求又は依頼が行われた日時 平成○○年○月○日 午後○時
再就職者が勤務する営利企業等の名称 株式会社 ○○商事	営利企業等における再就職者の地位(役職等) 営業部長
離職時の所属 ○○課	離職時の職 課長

3 要求又は依頼の内容

昨年度当課の課長であった当該再就職者が来庁し、今年度入札を予定している○○の仕様について、再就職先の製品の型番を指定するよう要求してきた。 当該行為は地方公務員法で規制されている働きかけに該当することを警告するも要求を止めようとしなない。
--

公平委員会記入欄

受理番号

退職者・現職職員のための退職管理の手引き

発行 上越市

編集 上越市総務管理部人事課

〒943-8601 新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

TEL (025) 526-5111 FAX (025) 526-6111

URL <http://www.city.joetsu.niigata.jp/>